

2019年7月12日(金)に第1回総代選挙管理委員会が開催され、2019年度の総代選挙に関する公示内容を確認しました。

公 示

2019年8月19日
東都生活協同組合
総代選挙管理委員会

定款第56条(総代の選挙)および総代選挙規約第9条(選挙の公示)、第13条(選挙)に基づき2019年度の総代選挙を行います。

- 総代の任期：1年(次の総代が選出される2020年9月頃までの1年)。
- 立候補資格：2019年7月20日時点で、組合員名簿に登録されている組合員。
- 立候補届：立候補する組合員は、「*所定の用紙」にて、必要事項を記入の上、受付期間内に総代選挙管理委員会事務局または地域委員会事務局へ提出してください。
- 立候補者の推薦：地域委員会は、選挙区の定数内で総代を推薦することができます。「所定の用紙」にて、必要事項を記入の上、受付期間内に総代選挙管理委員会事務局または地域委員会事務局へ提出してください。

- 総代立候補および総代推薦受付期間：2019年8月19日(月)から9月13日(金)午後5時まで(総代選挙管理委員会事務局または地域委員会事務局に到着したもの)。
- 当選の確定と選挙(10月中旬)：立候補者が定数内の選挙区は、投票を省略して候補者全員が当選となります。ただし、立候補者が定数を越えた選挙区は、総代選挙管理委員会の運営および管理において選挙が行われます。
- 当選の通知と公示(11月中旬までに)：当選者への通知および当選者の氏名の公示は、決定後すみやかに行います。
*「所定の用紙」は、下記事務局に9月6日(金)午後5時までにご請求ください。

《選挙区および総代定数》

地域	選挙区	各自治体内のブロックに所属する組合員	定数
第1	1-1	足立区、草加市、八潮市、越谷市、三郷市、吉川市	27
	1-2	江戸川区、江東区、松戸市、市川市、浦安市	26
	1-3	荒川区、葛飾区、墨田区、台東区	31
第2	2-1	大田区、品川区、港区、川崎市	32
	2-2	渋谷区、目黒区	19
	2-3	中央区、新宿区	23
第3	3-1	板橋区、豊島区、戸田市	25
	3-2	北区、川口市	16
	3-3	文京区、千代田区	17
第4	4-1	練馬区(1) ※1	22
	4-2	練馬区(2) ※2	20
	4-3	清瀬市、西東京市、東久留米市、朝霞市、新座市、和光市	18
第5	5-1	杉並区(1) ※3	28
	5-2	杉並区(2) ※4	27
	5-3	中野区	14

地域	選挙区	各自治体内のブロックに所属する組合員	定数
第6	6-1	世田谷区(1) ※5	25
	6-2	世田谷区(2) ※6	23
	6-3	世田谷区(3) ※7	21
第7	7-1	調布市、狛江市	19
	7-2	小金井市、府中市	23
	7-3	三鷹市、武蔵野市	22
第8	8-1	八王子市	21
	8-2	町田市	22
	8-3	稲城市、多摩市、横浜市、相模原市、大和市	26
第9	9-1	東村山市、小平市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町、入間市、所沢市	18
	9-2	国分寺市、国立市、立川市、昭島市、福生市、羽村市、あきる野市、日の出町、青梅市、奥多摩町、檜原村、飯能市	17
	9-3	日野市	18
計			600

次の選挙区(行政区)の地域は、記載のブロックの地域とします。

- ※1 練馬区(1)：大泉東、下石神井、石神井、石神井台、関町南、大泉西、大泉学園、南富士、関町北、上石神井
- ※2 練馬区(2)：光が丘サンライト、田柄、桜台、光が丘ムーンライト、中村、旭町土支田、光が丘イースト、平和台、光が丘サザン、豊玉
- ※3 杉並区(1)：永福、浜田山、下高井戸、松ノ木、阿佐谷南、阿佐谷北、高円寺、方南、和泉、和田、堀ノ内、成田東、天沼
- ※4 杉並区(2)：久我山西、西荻南、南荻窪、荻窪、富士見丘、井草ウエスト、井草イースト、高井戸東、久我山東、西荻北、成田西、松庵、上高井戸、今川、清水
- ※5 世田谷(1)：祖師谷、上祖師谷、給田、塚戸、粕谷、成城北、成城南、南烏山、北烏山、船橋西、船橋東、桜丘、八幡山、上北沢
- ※6 世田谷(2)：岡本、弦巻、用賀、弦巻東、玉川、奥沢、中町、野毛、深沢、喜多見、砧A、砧B
- ※7 世田谷(3)：北沢A、松原、梅丘、代田・羽根木、北沢B、代沢・太子堂、下馬、三軒茶屋、経堂、赤堤、桜上水

※この件に関する問い合わせは、総代選挙管理委員会事務局(組織運営部 TEL: 03-5374-4756)へお願いします。

「総代」とは・・・

生協の意思決定は、すべての組合員の意見を確認して進められるのが理想的ですが、現在、東都生協の組合員は24万人となり、組合員全員が参加する「総会」は物理的にも困難です。

そこで、みんなの声を代表(=総代)に託し、通常総代会において1年間の事業や活動などの重要な方針を決めます。

Q 総代は誰でもなれるのですか？

A 東都生協の組合員であれば、どなたでもなれます(役職員および総代選挙管理委員などは除く)。

Q 総代はどんなことをするのですか？

A 6月に開催される「通常総代会」に出席して議決することが最も大切な役割です。そのため、まずは「総代オリエンテーション」に出席し、その後、任期中に開催(3回を予定)される「総代会議」に出席して総代会で決定した方針・計画がどこまで進んだかを確認したり、次年度の方針作りに向けた論議に参画したりします(右のスケジュール参照)。

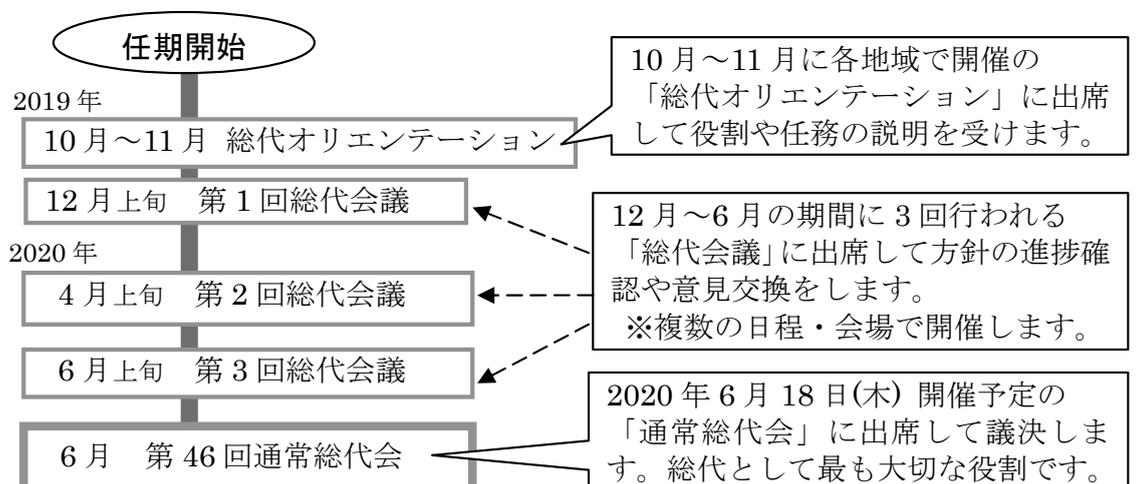
Q 専門知識や経験などが必要ですか？

A 加入したばかりの組合員でも大丈夫ですし、特別な知識も必要ありません。組合員活動に参加している組合員を中心に、多様な幅広い層の組合員から、総代が選ばれることが望ましいことです。また、総代オリエンテーションの開催や、総代向け資料などでフォローもしていきます。

2019年度 総代の年間スケジュール(予定)

総代は、総代の役割を持ち、計4回の会議と第46回通常総代会に出席します。

※以下は2018年度を参考にしたスケジュールです(予定として参考にしてください)。



- ◎ 総代には資料として組合員活動情報誌「Yui」(毎月発行)や「総代通信」(不定期)をお届けします。
- ◎ 出席者には交通費が支給されます。
- ◎ 出席時には試供品配付も予定しています。